

相模原市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年2月24日に実施した環境経済局環境経済総務室及び資源循環部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成21年3月27日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 佐 藤 賢 司

同 落 合 芳 平

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成21年3月25日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

清掃施設課の津久井クリーンセンターごみ焼却施設解体事前調査業務委託において、契約限度金額を上限とした総価単価契約であるにもかかわらず、実際に行った調査項目やその単価と数量に基づいた請求内容の検証確認が行われないまま、契約限度金額と同一の請求額をそのまま支払い、181,965円の過払いが生じた不適切な事例につきましては、次のとおり措置を講じました。

ア 受託業者から、平成21年2月10日に過払い分181,965円の返還を受け、戻入処理しました。

イ 受託業者から請求書を受領する際に、その積算内訳が明示された書類の添付を求めるとともに、支出命令書執行の際に当該積算内訳と業務報告書及び契約書との照合を必ず行い、調査項目、単価及び数量の検証確認を実施するよう各職員に周知徹底し、点検事務の強化を図りました。

今後、財務事務の執行に当たっては、確実な検査・検収を継続して実施するよう各職員に周知徹底を図り、再発の防止に努めてまいります。

(参考)

環境経済局環境経済総務室及び資源循環部各課・機関の定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成21年2月24日

2 監査の結果（抜粋）

清掃施設課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、津久井クリーンセンターごみ焼却施設解体事前調査業務委託において、

契約限度金額を上限とした総価単価契約であるにもかかわらず、実際に行った調査項目やその単価と数量に基づいた請求内容の検証確認が行われないまま、漫然と契約限度金額と同一の請求額をそのまま支払い、181,965円の過払いとなっている不適切な事例が見られた。

委託料の支出事務に当たっては、契約書や仕様書に基づいた検査・検収を行うとともに、業務の実施状況の把握や業務報告書の確認など、事務の執行体制を見直し、適正な事務処理に努められたい。